

## 投稿規程

### [投稿資格]

1. 本誌への投稿者の資格は、原則として本会会員とする。なお、本会会員が筆頭執筆者である場合には、共同執筆論文の投稿を認める。

### [投稿原稿]

2. 本誌の掲載原稿は、投稿原稿と依頼原稿とからなる。投稿原稿は、論文、短報論文、その他とする。その他とは、論点、調査と方法、フィールド・ノートなどであり、掲載ジャンルは編集委員会が最終的に決定する。依頼原稿は、書評、会報の他、編集委員会の企画原稿などである。

3. 投稿する論文、短報論文は、未発表のものに限る。ただし、大会・研究会等にて口頭で発表したものについてはこの限りでない。また、二重投稿は認めない。

4. 論文は、新規性、独創性があり、問題意識、もしくは研究視点や課題設定等が明確であり、課題についての先行する研究、背景、意義、必要性について考察しながら、適切な方法論もしくは手法、資料、調査データを用いて、首尾一貫した論旨を展開して結論を導きだしているものである。一方、短報論文は、上記にあげたいいくつかの点については満たさないものの、発想や着眼点、方法論もしくは手法、資料、調査データ等に新規性、もしくは独創性があり、首尾一貫した論旨を展開しているものである。

5. 論文、短報論文は、複数の審査員の審査結果にもとづいて、編集委員会が掲載の可否を決定する。

### [執筆要項]

6. 原稿は、ワープロ類による横書きとし、特殊な専門用語・学術用語の他は、原則として新かなづかい・常用漢字を使用し、図表類は刷り上がりを考慮して、節約に努める。また最終提出原稿の体裁は、編集委員会事務局の指示に従う。

7. 論文、短報論文では、投稿時の原稿において投稿者氏名が容易に判明するような表現をおこなわない。例えば、引用文献等の表記に際しては、投稿者本人の著作であっても「拙著」「筆者」等とはせず、著者名で表記する。また、「第\*回村研大会自由報告で筆者が報告したさいに」等の表現は使用しない。なお、査読終了後の最終原稿提出時には、上記のような表現を用いることができる。

8. 原則として図表および英文サマリー（約300語）込み、論文は刷り上がり12頁、短報論文は8頁以内で提出する。提出原稿は、A4版用紙を使用し、23文字×46行×2段（横書き）で印字する。図表の枚数換算は、片段か全段かを判断して、相当枚数に換算する。規定枚数を超えた場合、実費負担を求める場合がある。ただし、編集委員会が必要と認める以外、超過ページは原則として認めない。書評は、23文字×46行×2段（横書き）で2頁以内とする。他のジャンルに関しては、編集委員会事務局の指示に従う。

9. 論文、短報論文については、原則として下記の順序に従って記述することとする。なお、その他のジャンルについてはこの限りではない。

題目、英文題目、執筆者名、執筆者ローマ字名、英文要約、本文、注、文献。

10. 本文の章・節の見出しは次のとおりとする。

1. 2. 3. ……、 (1) (2) (3) ……、 1) 2) 3) ……

11. 本文への補注は、本文箇所の上肩に (1)、(2)、(3) の記号を付け、論文末の文献リストの前一括して掲載する。

12. 引用文献注は、下記のように掲載する。

(1) 引用文献注は、本文の該当箇所に ( ) を付して、(著者名、西暦発行年、引用ページ) を示す。

(2) 引用文献は論文末の補注の後に、著者姓のアルファベット順に著者名、刊行西暦年、書名(または論文名、掲載雑誌名、巻号:最初と最後のページ)、出版社の順に一括して掲載する。また、同一の著者の同一年度に発行された複数の著書または論文の場合には、発行年度の次に a、b、c …を付する。編著者名が複数の場合には「・」でつなぐ。ただし、4名以上の場合には、「ほか」を付し、簡略化する。

#### 【日本語文献】

・単行書:執筆者名(著は省略)、発行年、書名(シリーズ名)、出版社

例) 磯辺俊彦、2000、共の思想—農業問題再考(現代の危機を考える6)、日本経済評論社

・雑誌論文:執筆者名、発行年、論文タイトル、掲載雑誌名、巻(号):最初と最後のページ

例) 高橋基泰、2003、近世上田藩上塩尻村における家系図の「家族」と宗門改帳の「家族」、村落社会研究、10(1):1-15

・分担執筆:執筆者名、発行年、論文タイトル、編著者名(編・編著・監修など)、書名、出版社:最初と最後のページ

例) 池上甲一、2003、農業水利の意味論に向けて、祖田修監修、大原興太郎ほか編、持続的農業農村の展望、大明堂:37-50

#### 【外国語文献】

・日本語文献に準じて表記する。なお、編著者名は、ファミリーネームを先にし、カンマでファーストネーム等を続ける(ファーストネーム等はイニシャル表記も可)。単行書、雑誌名はイタリック表記とする。

例) Rogers, E.M., et al., 1988, *Social Change in Rural Societies: An Introduction to Rural Sociology (Third edition)*, Prentice Hall

Marsden, T.K., S.J. Whatmore, and R.J.C. Munton, 1987, "Uneven Development and the Restructuring Process in British Agriculture," *Journal of Rural Studies* 3(4): 297-308

Whatmore, S. and Thorne, L., 1997, "Nourishing networks: Alternative geographies of food," D. Goodman and M. Watts (eds.), *Globalizing Food: Agrarian Questions and*

13. 図、表、写真は別紙とし、次のように作成する。

- (1) 本文の該当箇所の欄外に挿入箇所を朱書きして指定する。
- (2) 写真は印画紙に焼き付けたものを添付する。
- (3) 図・表等の文字の大きさは、そのままA4版に縮小可能なものとする。
- (4) 図・表の番号は、図-1、表-1のように示し、図と表のそれぞれについて通し番号をつけ、表にはタイトルを上、図にはタイトルを下につける。
- (5) 図・表・写真等を他の著作物から引用する場合は、出典を必ず明記し、必要に応じて原著者または著作権保持者から使用許可を得るものとする。使用許可を得られないものは用いてはならない。

14. 単位は、%、kg、ha等の略号を使用し、数字は1億2,345万などと表す。

15. その他、執筆要項に関して不明のある場合は、編集委員会事務局に尋ねることとする。

[申込みと提出]

16. 投稿者は、審査用原稿（ファイル）に所属、氏名ともに記載した上で、原則としてワードファイル（電子媒体）を提出するものとする。投稿論文の原稿は、掲載の可否にかかわらず、返却しない。提出時には、日本村落研究学会ホームページ（<http://rural-studies.jp/>）掲載の「電子媒体による投稿原稿の提出方法について」を参照の上、編集委員会事務局へEメールに添付する形で送付する。ただし、電子媒体による提出が困難な場合は、オリジナル原稿とそのコピー計2部を編集委員会事務局へ送付する。

17. 投稿者は、投稿原稿に加えて、日本村落研究学会ホームページ掲載の「村研ジャーナル投稿票」に必要事項を記入の上、編集委員会事務局へEメールに添付する形で送付する。ただし、電子媒体による提出が困難な場合は、投稿原稿と併せて「村研ジャーナル投稿票」を編集委員会事務局へ送付する。

[掲載の可否と受理]

18. 投稿原稿は、編集委員会にて査読を決定した日を受付日、同じく編集委員会にて掲載を決定した日を受付日とする。

[完成原稿と校正]

19. 掲載原稿の執筆者は、掲載決定通知の後に、編集委員会から指示された体裁による以下のものを、編集委員会に送付する。

- (1) 完成原稿（図表等の完全な版下を含む）とそのコピー計2部。
- (2) 編集委員会の指示した形式での完成原稿および図表等の電子ファイル。

20. 著者校正是、原則として初校のみとする。著者校正に当たっては、特に編集委員会が認める場合を除き、誤植以外の加筆・修正はできない。また図・表等は、そのまま版下として使用するため、修正を要する場合には、初校時に著者による完全な版下を提出しなければならない。

21. 本誌に発表された論文等の著作権は日本村落研究学会に帰属する。
22. 本誌に発表された論文等を他の著作に転載する場合（初出論文として加筆修正する場合を含む）には、事前に文書等で村研ジャーナル編集委員会の確認を得なくてはならない。

〔付則〕

本規程の改定は、理事会の承認を得なければならない。

本規程は1994年9月13日より実施する。

本規程は1997年10月24日より実施する。

本規程は2005年1月8日より実施する。

本規程は2006年9月2日より実施する。

本規程は2008年4月21日より実施する。

本規程は2009年6月3日より実施する。

本規程は2012年4月14日より実施する。

本規程は2013年8月31日より実施する。

本規程は2015年11月6日より実施する。